

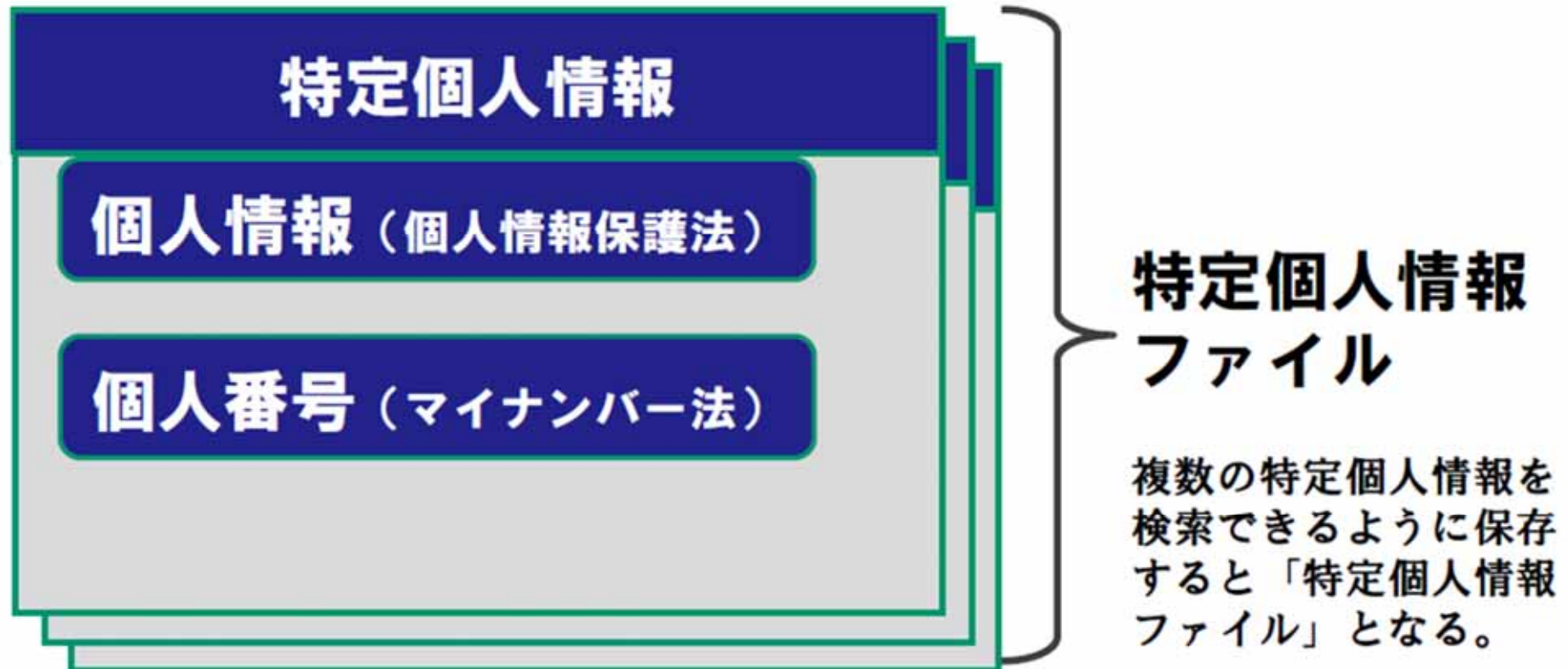
【参考資料】 特定個人情報取扱規程について

平成28年度第2回幹事会資料

平成28年9月1日

佐賀県高度情報化推進協議会参考資料

特定個人情報って



「特定個人情報」＝「個人番号」をその内容に含む個人情報

「利用事務」と「関係事務」

■ 個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者

個人番号利用事務等実施者

個人番号利用
事務実施者

(主に行政(健康保険
組合を含む))

個人番号関係
事務実施者

(主に民間)

講演会の講師謝金
に係る支払調書作
成事務など

番号法上の制限

■ 個人番号の利用範囲の制限（9条）

（利用範囲）

- 利用事務**
- 第9条 **別表第一**の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（中略）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
（中略）
- 関係事務**
- 3 （中略）所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第2項若しくは第225条から第228条の3の2まで（中略）その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第1項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

原則として、役所に書面を提出する場面以外では利用できない

番号法上の制限

■ 提供の制限（法19条）

- 原則として、役所に提出する書面を作成するために必要な限度で提供するとき以外には提供できない

■ 提供を求めることの制限（法14条、15条）

- 19条で提供を受けることができる場合（役所に「個人番号を記載した書面」を提出するために必要な場面）以外では、個人番号の提供を求めてはならない

■ 収集・保管の制限（法20条）

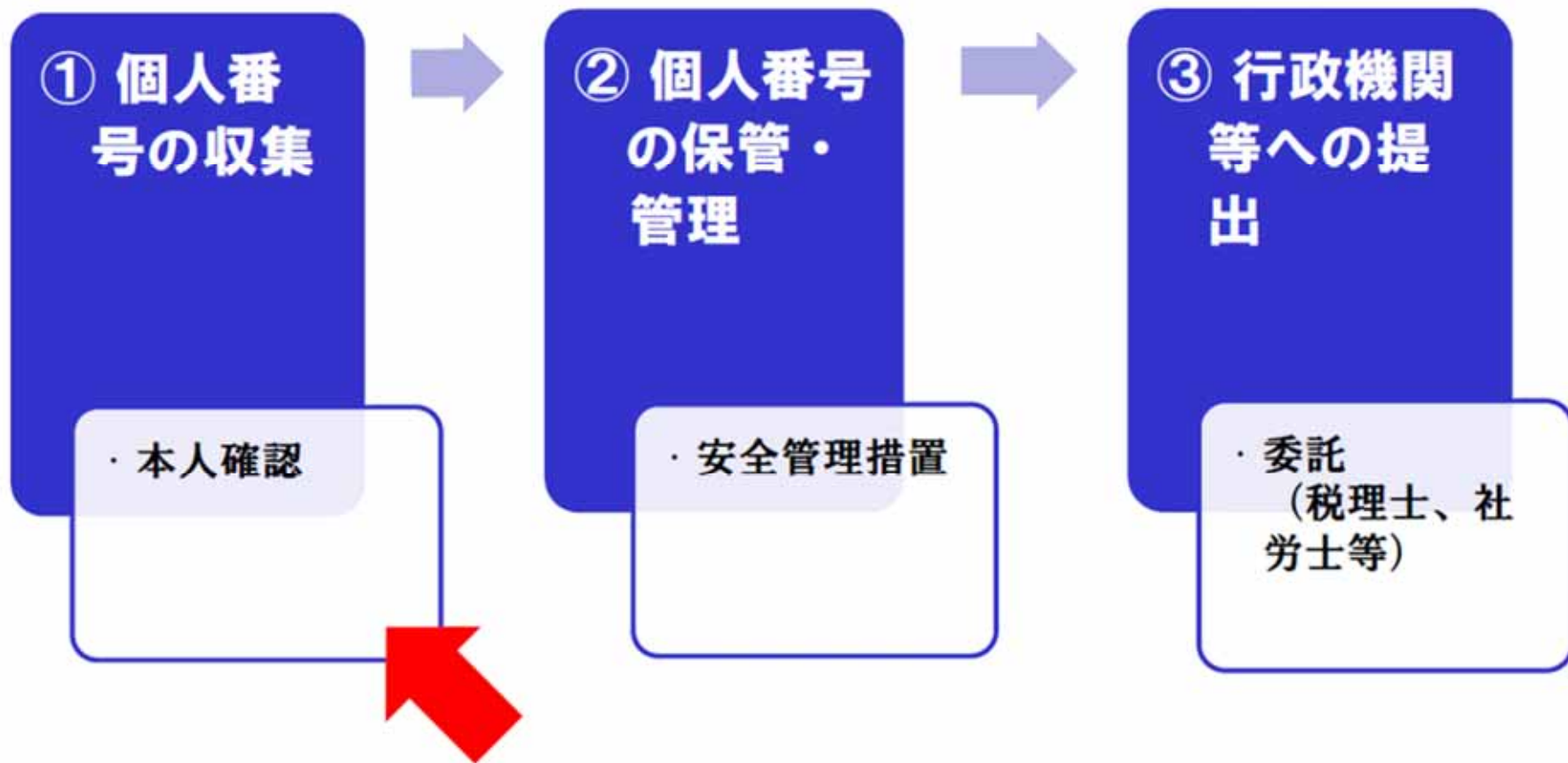
- 19条で提供を受けることができる場合（役所に「個人番号を記載した書面」を提出するために必要な場面）以外では、収集・保管できない

■ 特定個人情報ファイルの作成の制限（法28条）

- 役所に「個人番号を記載した書面」を提出するために「必要な範囲」を超えて作成してはならない

民間企業のマイナンバー対応

■ 民間企業の「マイナンバー法対応」は3ステップ



個人番号を収集する時期

■ Point 1: 個人番号を収集する**時期**

- 個人番号関係事務（＝支払調書等を行政機関等に提出する事務）を行う必要が生じた時点で提供を受けるのが原則。
- ただし、将来必要になることが予想されるのであれば、事前に提供を受けてもよい。



➤ 従業員、扶養親族等

- 入社時等に提供を受ければ、それを継続的に利用してよい
- 2015年10月の施行時には、全従業員から提供を受ける
 - 典型的には、2016年分の扶養控除等（異動）申告書

➤ 取引先

- 契約の締結時点で支払調書の作成が不要であることが明らかである場合を除き、契約の締結時点で個人番号の提供を求めることが可能

➤ 株主

- 当該株主が株主としての地位を得た時点で個人番号の提供を求めることも可能

利用目的の特定、通知・公表

■ Point 2: 利用目的の特定

- 特定個人情報には個人情報保護法が適用される
→個人情報保護法15条1項により利用目的の特定が必要

➤ ガイドライン

- ✓ 個人番号関係事務の場合、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられる。

■ 利用目的の通知または公表

→個人情報保護法18条により利用目的の本人への通知又は公表等が必要

➤ ガイドライン

- ✓ 事業者は、給与所得の源泉徴収票作成事務のほか健康保険・厚生年金保険届出事務等を行う場合、従業員等から個人番号の提供を受けるに当たって、これらの事務の全てを利用目的として特定して、本人への通知等を行うことにより、利用目的の変更をすることなく個人番号を利用することができる。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、社内LANにおける通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法が考えられる。

- 利用目的の変更は可能

本人確認

■ Point 3: 本人確認の業務フロー整備

➤ 本人から提供を受ける場合

→ ①番号確認+②身元（実在）確認

以下の1~3のいずれか

1. 個人番号カードの提示
2. 以下の全ての提示
 - 通知カード
 - 運転免許証 or パスポート 等
3. 以下の全ての提示
 - 住民票の写し 等
 - 運転免許証 or パスポート 等

➤ 代理人から提供を受ける場合

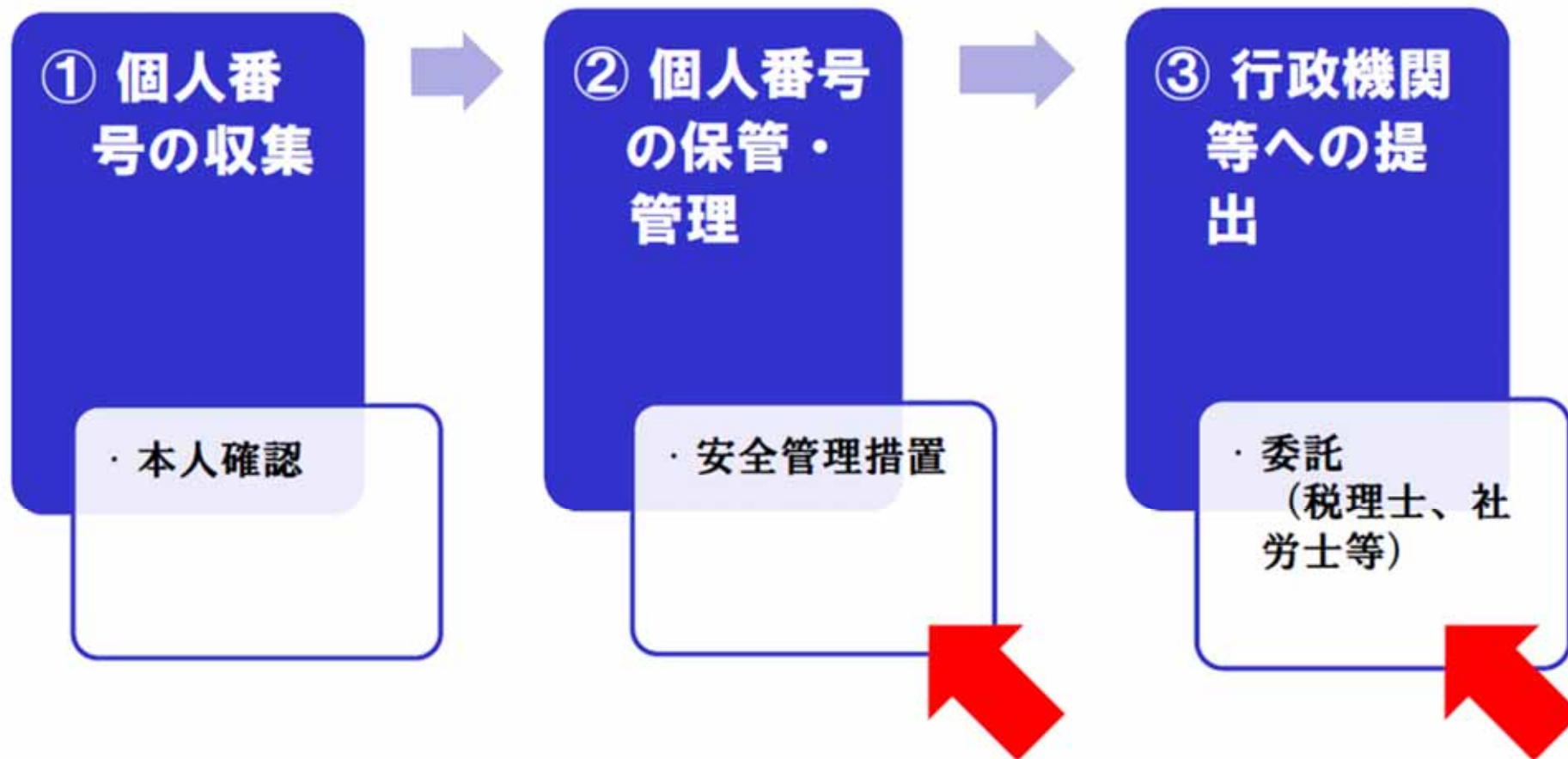
→ ①代理権の確認+②代理人の身元（実在）確認+③本人の番号確認

以下の全ての提示

- 委任状（法定代理人の場合は戸籍謄本等） 等
- 代理人の運転免許証 等
- 本人の個人番号カード、通知カード、住民票の写し 等

民間企業のマイナンバー対応

■ 民間企業の「マイナンバー法対応」は3ステップ



「提供」の場面

■ 特定個人情報の提供制限（19条）

- 事業者が特定個人情報を提供できるのは、社会保障・税等の事務のために行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合等のみ
- 法人内部での移動は、「提供」ではなく「利用」にあたる。
 - ・ 事業者甲の中のX部からY部へ特定個人情報が移動する場合、X部、Y部はそれぞれ甲の内部の部署であり、独立した法的人格を持たないから、「提供」には当たらない。例えば、営業部に所属する従業員等の個人番号が、営業部庶務課を通じ、給与所得の源泉徴収票を作成する目的で経理部に提出された場合には、「提供」には当たらず、法令で認められた「利用」となる。（GL26頁）
- グループ内であっても、法人が異なれば、「提供」にあたる
 - ・ 「同じ系列の会社間等での特定個人情報の移動であっても、別の法人である以上、「提供」に当たり、提供制限に従うこととなるため留意が必要である。例えば、ある従業員等が甲から乙に出向又は転籍により異動し、乙が給与支払者（給与所得の源泉徴収票の提出義務者）になった場合には、甲・乙間で従業員等の個人番号を受け渡すことはできず、乙は改めて本人から個人番号の提供を受けなければならない」（GL26頁）
- 個人情報保護法上の共同利用も「提供」にあたる。

「保管」の場面

■ 保管制限と廃棄

➤ 保管制限

- ✓ 「個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。」 (GL31頁)

➤ 書類の廃棄

- ✓ 「扶養控除等申告書は、所得税法施行規則第76条の3により、当該申告書の提出期限（毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日まで）の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存することとなっていることから、当該期間を経過した場合には、当該申告書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、原則として、個人番号が記載された扶養控除等申告書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。」 (GL31頁)

➤ データの廃棄・削除

- ✓ 「給与所得の源泉徴収票、支払調書等の作成事務のために提供を受けた特定個人情報を電磁的記録として保存している場合においても、その事務に用いる必要がなく、所管法令で定められている保存期間を経過した場合には、原則として、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。」 (GL31～32頁)

「保管」の場面

- ✓ 「所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、当該書類だけでなく、システム内においても保管することができると解されます。」(Q&A「Q6-4」)

➤ 廃棄しなければならない条件（以下の両者を満たす場合）

- ① 個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合
- ② 所管法令において定められている保存期間を経過した場合

➤ 法定保管期間がない書類（支払調書等）はどうする？

- ✓ 「支払調書を正しく作成して提出したかを確認するために支払調書の控えを保管することは、個人番号関係事務の一環として認められると考えられます。支払調書の控えを保管する期間については、確認の必要性及び特定個人情報の保有に係る安全性を勘案し、事業者において判断してください。なお、税務における更正決定等の期間制限に鑑みると、保管できる期間は最長でも7年が限度であると考えられます。」(Q&A「Q6-4-2」)

➤ 廃棄が必要になってから廃棄作業を行うまでの期間は？

- ✓ 「毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、事業者において判断してください。」(Q&A「Q6-5」)